

島根県内でLPガスをご利用のみなさま

LPガス料金の高騰に対する 負担軽減のご案内

ガスメーターを介してLPガスを使用するご家庭や企業等のみなさまは

最大 4,250 (税別) **円** を値引きします

◆ 販売店により 値引きの方法は異なります。

一括で値引く場合



3か月にわたって値引く場合

10月	▲1,500円
11月	▲1,500円
12月	▲1,250円

- ※1. 12月の値引きが最終となります。
- ※2. 最初の値引きがない方は、11月以降の値引きはありません。
- ※3. 転居等で契約が終了している方は、以降の値引きを受けられません。

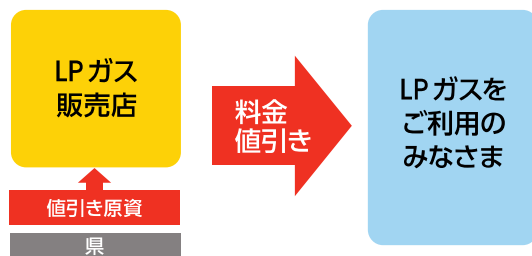
※LPガスの使用料金が、所定の値引き額に達しない場合は、使用料金の範囲内の金額を値引きするため、その全額または合計4,250円にならないことがあります。

◆ 令和5年10月請求から 値引きします。

※販売店によっては、9月請求から値引きする場合があります。

◆ お客様の 手続きは不要です。

ご不明な場合は、
お取引のLPガス販売店まで
お問い合わせください。



- ※1. 島根県が行うLPガス価格高騰緊急対策事業の補助金を原資として値引きを行います。
- ※2. 令和5年9月使用※を含んだ検針分の料金が請求される時点で、島根県内のご家庭、店舗、事業所などでガスメーターを通じてLPガスをご利用中のお客様が対象となります。
- ※ 販売店の検針日によって9月分の使用期間は異なります。そのため9月中に使用実績があっても対象とならない場合があります。

店名

住所

電話